

宇都宮市児童遊園条例施行規則

平成21年12月22日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市児童遊園条例(昭和55年条例第15号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(プレイルームの休館日)

第2条 児童遊園内プレイルーム(以下「プレイルーム」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(プレイルームの利用時間)

第3条 プレイルームの利用時間は、午前10時30分から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。